



(注5) 改善とは建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。

(注6) 入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じていることをご承知の上ご応募下さい。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社西部事務所（電話 0859-32-9211）までお問い合わせください。